

【出願される方へ】

令和元年度の災害に伴う入学検定料の特別措置について

令和元年度の災害により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

日本大学では、令和元年度の災害で被害に遭われた本学志望の方が、本学受験の機会を失わないよう、下記のような措置を講じることにいたしました。

つきましては、該当する方で、入学検定料特別措置の申請を希望する方は、下記の要領にしたがって手続きしてください。

1. 対象者

本人又は学費支弁者が、以下のいずれかに居住し、学費支弁者が死亡又は学費支弁者の居住する家屋が半壊、半焼以上もしくは流失の被害認定があった者。

- (1) 令和元年8月の前線に伴う大雨による災害にかかる災害救助法の適用地域
- (2) 令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害救助法の適用地域
- (3) 令和元年台風第15号による災害にかかる災害救助法の適用地域
- (4) 令和元年台風第19号に伴う災害にかかる災害救助法の適用地域

2. 対象入学試験

- (1) 大学、大学院、短期大学部、学部附属専門学校、付属高等学校・中学校等の令和元年度秋季入学に係る入試
- (2) 大学、大学院、短期大学部、学部附属専門学校、付属高等学校・中学校等の令和2年度入試（令和2年度秋季入学に係るものを除く）

3. 特別措置の内容

入学検定料の全額免除

4. 申請方法

出願書類に、以下の書類を同封して出願してください。なお、入学検定料を納入する必要はありません（※）。

- (1) 「入学検定料特別措置申請書」
- (2) 罹災証明書（写し可。相当する書類でも可）又は被災により学費支弁者が死亡したことのわかる書類

(※) …対象者の方で、すでに入学検定料を支払った場合は、「入学検定料返還請求願（令和元年度災害）」を上記書類とあわせてご提出ください。

5. 編入学及び再入学の方について

上記 1 ～ 4 を準用します。

6. お問い合わせ及び申請先

申請先は入試区分により異なりますので、それぞれの入試区分ごとの入学試験要項を参照してください。

お問い合わせは、出願を予定している高等学校・中学校等の連絡先までお願いいたします。